

長野県告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称 訪問介護事業所しらかば	事業所の所在地 長野県岡谷市本町2丁目5番地3号三急ビル4階	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------------	-----------------------

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称 アースサポート株式会社 松本在宅サービスセンター	事業所の所在地 長野県松本市庄内一丁目6番27号	指定した年月日 平成21年3月16日
---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------

(3) 通所介護

事業所の名称 リハビリデイサービス いづみ 宅幼老所ごうどの家	事業所の所在地 長野県諏訪市上川1丁目1544番地 長野県木曾郡南木曽町読書3348番地9	指定した年月日 平成21年3月16日 〃 〃
---------------------------------------	---	------------------------------

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称 株式会社ライフサポート	事業所の所在地 長野県佐久市中込2丁目27番地1	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------	-----------------------

(5) 特定福祉用具販売

事業所の名称 株式会社ライフサポート	事業所の所在地 長野県佐久市中込2丁目27番地1	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------	-----------------------

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称 訪問介護事業所しらかば	事業所の所在地 長野県岡谷市本町2丁目5番地3号三急ビル4階	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------------	-----------------------

(2) 介護予防訪問入浴

事業所の名称 アースサポート株式会社 松本在宅サービスセンター	事業所の所在地 長野県松本市庄内一丁目6番27号	指定した年月日 平成21年3月16日
---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称 リハビリデイサービス いづみ 宅幼老所ごうどの家	事業所の所在地 長野県諏訪市上川1丁目1544番地 長野県木曾郡南木曽町読書3348番地9	指定した年月日 平成21年3月16日 〃 〃
---------------------------------------	---	------------------------------

(4) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称 株式会社ライフサポート	事業所の所在地 長野県佐久市中込2丁目27番地1	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------	-----------------------

(5) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称 株式会社ライフサポート	事業所の所在地 長野県佐久市中込2丁目27番地1	指定した年月日 平成21年3月16日
-----------------------	-----------------------------	-----------------------

長寿福祉課

長野県告示第164号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

第3第1項の表の医療費補助金の項中「300円」を「500円」に改める。

第13中「地方事務所（市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所）」を「保健福祉事務所」に改める。

附 則

この告示による改正後の福祉医療費給付事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。ただし、新要綱第3第1項の表の医療費補助金の項の規定は、平成21年10月1日以降に行われる療養の

給付等から適用する。

医療政策課国保・医療福祉室

長野県告示第165号

昭和60年長野県告示第616号（商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

第7条を次のように改める。

第7条 この要綱により知事に提出する書類は、正本及び副本2部とし、届出をしようとする者の営業所の所在地（長野県内に営業所を有しない者にあっては、主として商業宣伝放送を行おうとする区域）を管轄する地方事務所の長を経由するものとする。

水大気環境課

長野県告示第166号

昭和63年長野県告示第85号（湖沼水質保全特別措置法の規定による諏訪湖に係る指定地域における化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準）の一部を次のように改正し、平成21年7月1日から施行します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

本則を次のように改める。

規制基準は、昭和63年3月15日（以下「施行日」という。）以降新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）については1に掲げる算式により、新設事業場以外の湖沼特定事業場で昭和63年3月14日において現に設置されているものについては2に掲げる算式により、下水道終末処理施設については3に掲げる算式により、それぞれ算出した汚濁負荷量とする。

$$1 \quad L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

$$2 \quad L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0}\} \times 10^{-3}$$

$$3 \quad L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$$

なお、算式において、L、Q、Q₀、C、a、b、a₀、b₀及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q₀ 昭和63年3月14日における排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C 排出水に適用される水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第16条に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）

a、b、a₀及びb₀別表1のとおりとする。

d 別表2のとおりとする。

本則に次の別表を加える。

(別表1)

区分		上乗せ排水基準値(最大)	化学的酸素要求量			
工場又は事業場の種類			1日当たりの平均的な排出水の量	a	b	a ₀
1	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第1の3に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業及び10に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち清酒製造業	50立方メートル以上	60	71	0.96	68
2	施行令別表第1の1の2に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち畜産農業(豚房の総面積が250m ² 以上及び牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。)	50立方メートル以上500立方メートル未満	160	189	0.96	181
		500立方メートル以上	30	35	0.96	34
3	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)の用に供する次に掲げる施設を有する事業場(病床数が120以上のもの) (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50立方メートル以上	30	35	0.96	34
4	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する工場又は事業場	50立方メートル以上	30	35	0.96	34
5	区分番号1から4に掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50立方メートル以上	30	35	0.96	34

(別表2)

施設名	排水基準値(最大)	d
豊田末処理場	30	0.50
白樺湖終末処理場	30	1

水大気環境課

長野県告示第167号

平成6年長野県告示第280号(湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定による諏訪湖に係る指定地域における窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量規制基準)の一部を次のように改正し、平成21年7月1日から施行します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

本則の2中「平成6年7月1日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行う」を「平成6年6月30において現に設置されている」に、「平成7年7月1日」を「平成21年7月1日」に改め、「、それぞれ」を削り、同2の算式中「C・Q₀」を「a₀・Q₀^{b₀}」に改め、同2中「及びC」を「、a₀及びb₀」に改め、同2の次に次のように加える。

3 下水道終末処理施設の規制基準

次に掲げる算式により算出した量とし、平成21年7月1日から適用する。

$$L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$$

なお、算式において、L、Q、C及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。

L : 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Q : 排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

C : 排出水に適用される排水基準(単位 1リットルにつきミリグラム)

d : 別表3のとおりとする。

別表2を次のように改める。

(別表2)

区分		上乗せ排水基準値(最大)		a		b	a ₀		b ₀	
工場又は事業場の種類		1日当たりの平均的な排出水の量	窒素	りん 燐	窒素		窒素	りん 燐		
1	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。)	50立方メートル以上500立方メートル未満	20	5	27	6.7	0.93	26	6.5	0.94
		500立方メートル以上	15	4	18	4.7	0.96	19	5.1	0.96
2	水産食料品製造業の用に供する次に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの (1) 水産動物原料処理施設 (2) 洗浄施設 (3) 脱水施設 (4) ろ過施設 (5) 湯煮施設	50立方メートル以上	30	6	35	7.1	0.96	35	7.1	0.96
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50立方メートル以上500立方メートル未満	40	5	54	6.7	0.93	52	6.5	0.94
		500立方メートル以上	30	4	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
4	施行令別表第1の66の2、66の3、66の4、66の5、66の6又は66の7に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50立方メートル以上500立方メートル未満	35	5	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500立方メートル以上	30	4	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
5	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)の用に供する次に掲げる施設を有する事業場(病床数が120以上のもの) (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50立方メートル以上500立方メートル未満	35	5	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500立方メートル以上	30	4	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
6	施行令別表第1の72に掲げるし尿処理施設を有する工場又は事業場	50立方メートル以上	40	4	47	4.7	0.96	47	4.7	0.96
7	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽を有する工場又は事業場	50立方メートル以上	50	6	59	7.1	0.96	59	7.1	0.96
8	区分番号1から7までに掲げるものの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50立方メートル以上500立方メートル未満	20	4	27	5.4	0.93	26	5.2	0.94
		500立方メートル以上	15	3	18	3.5	0.96	19	3.9	0.96

(備考) 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なるaの値が定められているときは、aの最大となる区分(区分番号6又は7に該当するものを除く。)の欄のa、b、a₀及びb₀を適用する。

別表の2の後に次の別表を加える。

(別表3)

施設名	排水基準値(最大)		d	
	窒素	りん 燐	窒素	りん 燐
豊田終末処理場	40	4	0.35	0.35
白樺湖終末処理場	40	4	0.50	1

長野県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
軽井沢町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年8月8日から
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成8年長野県告示第608号、平成14年長野県告示第529号、平成17年長野県告示第299号の事業地に、北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向、字西屋敷浦及び字野馬垣並びに大字追分字浅間山、字山道、字油久保、字一里塚道上、字滑橋道上、字滑橋、字神楽殿、字唄坂、字昇進橋、字昇進橋道上、字東町、字坂上、字西町及び字寺脇を加える。

生活排水課

長野県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
野沢温泉村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業 野沢温泉村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年11月10日から
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第170号

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部を次のように改正します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

別記2中「及び旧松代町」を「、旧小田切村、旧青木島村、旧稻里村、旧松代町及び旧七二会村」に、

「下伊那郡 清内路村の地域 を
阿智村のうち旧浪合村の地域」

「下伊那郡 阿智村のうち旧浪合村及び旧清内路村の地域」に改める。

別記3中「旧大豆島村、旧小田切村」を「旧大豆島村」に、「旧塙崎村」を「旧塙崎村、旧東福寺村、旧信里村、旧西寺尾村」に、「旧更府村、旧青木島村、旧稻里村」を「旧更府村」に、「旧東条村」を「旧真島村、旧東条村、旧清野村」に、「旧七二会村及び旧鬼無里村」を「旧綿内村、旧戸隠村、旧柵村、旧鬼無里村、旧大岡村及び旧牧郷村」に改める。

別記4中「旧東福寺村、旧信里村、旧西寺尾村、旧共和村、旧真島村、旧清野村、旧綿内村、旧大岡村、旧牧郷村、旧戸隠村及び旧柵村」を「旧共和村及び旧信田村」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別記2の改正規定

「下伊那郡 清内路村の地域 (阿智村のうち旧浪合村の地域) を

「下伊那郡 阿智村のうち旧浪合村及び旧清内路村の地域」に改める部分に限る。) は、平成21年3月31日から施行する。

農業政策課

長野県告示第171号

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積の指定）の一部を次のように改正し、平成21年3月31日から施行します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

別記中「清内路村 阿智村」を「阿智村」に改める。

農業政策課

長野県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 299号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字畦地 蔵224番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字片山 457番の2地先まで	旧	m 9.0~18.0	km 1.0640
同上	新	9.0~25.0	1.0640

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字大道 端406番の3地先から 佐久市平林字舟久保1023番の4地 先まで	旧	m 10.8~40.5	km 0.8120
同上	新	10.8~102.8	0.8120

道路管理課

長野県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市三塚字宮添95番の1地先から 佐久市跡部字下川原525番の122地 先まで	旧	m 10.0~47.0	km 0.9850
同上	新	25.0~82.0	0.9850

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市下小田切字丸山77番の4地 先から 佐久市臼田字善阿弥1391番の1地 先まで	旧	m 11.8~26.5	km 2.1800
同上	新	22.0~44.0	2.1800

道路管理課

長野県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 143号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢字日向1715番 の口地先から 小県郡青木村大字田沢字日向1767番 の1地先まで	旧	m 18.0~46.0	km 0.3580
同上	新	26.0~77.0	0.2850

道路管理課

長野県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 沢渡高遠線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西春近5092番の1地先から 伊那市東春近2098番の1地先まで	旧	m 6.0~15.0	km 0.5226
同上	新	4.8~15.0	0.9463
		9.0~41.5	0.9463

道路管理課

長野県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 有明大町線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大町7192番地先から	旧	m 7.9~11.1	km 0.3420
大町市大町3830番の4地先まで			

道路管理課

長野県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 斑尾大川線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字入ノ沢1944番の7地先から 飯山市大字旭字入ノ沢1883番の4地先まで	旧	m 11.6~39.2	km 0.1000
同上	新	m 11.6~58.6	km 0.1000

道路管理課

長野県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 川上佐久線
2 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字大道端406番の3地先から
佐久市平林字舟久保1023番の4地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年3月26日

道路管理課

長野県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 141号
(2) 供用を開始する区間
佐久市三塚字宮添95番の1地先から
佐久市跡部字下川原525番の122地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成21年3月26日
- 2 (1) 路線名 141号
(2) 供用を開始する区間
佐久市下小田切字丸山77番の4地先から
佐久市臼田字善阿弥1391番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成21年3月26日

道路管理課

長野県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 143号
2 供用を開始する区間
小県郡青木村大字田沢字日向1715番の1地先から
小県郡青木村大字田沢字日向1767番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年3月26日

道路管理課

長野県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 沢渡高遠線
2 供用を開始する区間
伊那市西春近5092番の1地先から
伊那市東春近2098番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年3月29日

道路管理課

長野県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 路 線 名 有明大町線
2 供用を開始する区間
 大町市大町7192番地先から
 大町市大町3830番の4地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年3月26日

道路管理課

長野県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 斑尾大川線
2 供用を開始する区間
　飯山市大字旭字入ノ沢1944番の7地先から
　飯山市大字旭字入ノ沢1883番の4地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年3月26日

道路管理課

長野県告示第184号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所、村役場に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
転石 (追加)	昭和45年3月5日長野県告示第109号で指定した転石急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と昭和45年3月5日長野県告示第109号で指定した転石急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線に囲まれた区域。(昭和49年4月16日農林省告示第297号で指定した第2号に掲げる保安林を除く。)	南佐久郡川上村	御所平		1761番5	7号及び8号
		"	"		976番4	9号
		"	"		959番4	10号
		"	樋沢		1307番1	11号及び12号
		"	"		1302番地先無番地	13号
		"	"		1302番	14号及び18号
		"	"		1304番イ	15号及び17号
		"	"		1304番ロ	16号
		"	"		1290番1	19号
		"	"		1301番7	20号
		"	"		1300番1	21号
		"	御所平		965番1	22号
篠井	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域	上田市	古里	篠井久保	1004番1	1号
		"	"	"	1001番1	2号
		"	"	"	1000番イ	3号
		"	"	"	1002番1地先河川敷	4号
		"	"	掛ノ宮	937番ロ	5号
		"	"	"	936番ハ	6号
		"	"	篠井久保	1053番2	7号
		"	"	"	1055番	8号
		"	"	"	1056番7	9号
		"	"	"	1052番	10号
		"	"	"	1039番	11号
		"	"	"	1035番イ	12号
		"	"	"	1003番	13号

川原	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた区域	上田市	古里	上川原	1272番	1号
		"	"	社宮司	1472番イ	2号
		"	"	"	1473番	3号
		"	"	掛ノ宮	958番	4号
		"	"	"	966番1	5号
		"	"	"	974番1	6号
		"	"	"	973番1	7号
		"	"	"	976番1	8号及び9号
		"	"	"	978番7	10号
		"	"	篠井久保	991番3	11号
		"	"	"	990番1	12号
		"	"	下川原	1128番1	13号
		"	"	"	1129番10地先道路敷	14号
		"	"	"	1129番22	15号
		"	"	"	1130番1	16号
		"	"	"	1133番1	17号
		"	"	上川原	1272番2	18号
北野	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	下水内郡栄村	堺	川原	14822番	1号
		"	"	北野尻	14296番	2号
		"	"	北野	13879番2	3号
		"	"	"	13889番1	4号
		"	"	"	13891番1	5号
		"	"	"	13896番イ	6号
		"	"	"	13811番3	7号
		"	"	川原	14782番	8号及び9号
		"	"	"	14811番	10号
		"	"	"	14820番	11号
平瀧	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた区域	下水内郡栄村	豊栄	下ノ原	2723番2	1号
		"	"	"	2722番2	2号
		"	"	"	2730番1	3号
		"	"	"	2731番1	4号、21号及び22号
		"	"	下東原	3018番2地先道路敷	5号
		"	"	"	3017番1	6号
		"	"	"	3057番6	7号
		"	"	"	3088番4	8号
		"	"	"	3082番	9号
		"	"	"	3058番2	10号及び11号
		"	"	"	3055番	12号及び13号
		"	"	"	3032番1	14号及び15号
		"	"	"	3022番	16号
		"	"	"	3020番2	17号
		"	"	"	3018番1	18号
		"	"	下ノ原	2730番6	19号及び20号
		"	"	"	2728番	23号
						24号

砂防課